

はかり定期検査（再検査）のご案内

「取引又は証明」に使用するはかりは、計量法第19条第1項の規定により、2年に1回の定期検査を受ける必要があります。

このたび、今年度、正規時期の検査を受検されなかった方（事業者様）向けのフォローアップ検査（再検査）を下記のとおり実施しますので、該当のある方は受検いただきますようお願いします。

この検査を受けないで、はかりを「取引又は証明」に使用することは、計量法違反行為となりますので、「取引又は証明」の用途で、はかりをご使用になる場合は、必ず検査を受けられるようお願いいたします。

● 再検査日時、場所

期 日	時 間	場 所
2026年 2月25日（水）	午前10時から 午後2時まで	J A ぎふ 那加支店 （各務原市那加前野町4-113）

※上記日時で受検いただく場合は、事前連絡の必要はありません。ご都合のよろしい時間帯に検査会場にお越し下さい。

※上記日時でご都合がつかない場合は、随時、計量検定所（岐阜市）へのお持ち込みによる受検も可能ですので、この場合は、事前連絡の上、お持ち込み願います。